



みどり



139号『介護保険②』

2019年10月1日発行／編集責任者 田中 眞／毎月1日発行／群馬県藤岡市篠塚105-1
<http://www.shinozuka-hp.or.jp/center/>

はじめに

早いもので、令和元年もあと3ヵ月ほどです。来年、2020年は、東京オリンピックの開催など日本にとって特別な年です。そして、介護保険法が公布され、20年目を迎える節目の年です。

介護保険法とは

下記は介護保険法の一部を抜粋したものです。

(第一条) 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(第四条 国民の努力及び義務) 自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上

に努めるものとする。国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

介護保険の仕組み

40歳を迎えると、介護保険料がお給料や年金などから徴収されます。保険料徴収と、サービス利用時の自己負担金で、介護保険は成り立っています。社会全体で介護保険を支えています。

【保険料の財源の内訳】

介護保険の財源は、40歳以上の被保険者（保険を納めている人）から徴収した保険料50%と、公費（税金）50%から成り立っています。

40歳以上の被保険者、すなわち第1号被保険者（65歳以上の方）および第2号被保険者（40~64歳の方）の保険料の負担の割合は、全国の人口比率により定められます。第7期介護保険事業計画（平成30年度~令和2年度）では、第一号被保険者は23%、第二号被保険者は27%になります。

【介護報酬】

介護保険サービスの料金は、国で決められています。例えば、ヘルパーさんに自宅におむつ交換に来てもらったとすると…

身体介護 30分未満・・・248単位（10円/単位）

※ ■■■■ - 介護報酬

【負担割合とは？】

介護保険サービスを利用する場合、自己負担割（1～3割）に応じた金額をサービス事業所へ支払います。

介護報酬（単位）×10円×負担割合＝自己負担
さきほどの、ヘルパーさんの例では、

→利用料金・・・248単位×10円＝2480円

→自己負担金・・・2480円×負担割合

| 負担割合 | 自己負担金 |
|------|-------|
| 1割負担 | 248円 |
| 2割負担 | 496円 |
| 3割負担 | 744円 |

※ご自身やご家族が何割負担なのかは「介護保険負担割合証」でご確認ください。

介護保険の利用者

介護保険サービスを利用できる人は、被保険者（保険料を納めている人）で、要支援または要介護の状態にある方です。第2号被保険者

（40～64歳の方）の場合は、要支援または要介護状態になった原因が特定疾病である場合に限られます。

* * *

特定疾病とは、加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる下記の疾病です。

- ・がん
- ・関節リウマチ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化・骨折を伴う骨粗鬆症・早老症
- ・初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核症およびパーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症・多系統萎縮症・脳血管疾患
- ・脊柱管狭窄症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ・閉塞性動脈硬化症・慢性閉塞性肺疾患

- ・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険サービスの種類

■在宅サービス

- ・通所系サービス（自宅から通う）
デイサービス、デイケア
短期入所（ショートステイ）など
- ・訪問系サービス（自宅にきてもらう）
訪問看護、訪問介護（ヘルパー）、訪問リハビリテーションなど
- ・小規模多機能型施設（通いも訪問も泊まりもあり）

■入所サービス

- ・介護老人保健施設
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・グループホーム

■環境を整えるサービス

- ・住宅改修
- ・福祉用具の貸与、購入



※介護保険サービスを利用する場合、「ケアプラン」の作成が必要です。

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは「介護支援専門員」という資格を持った人のことです。基礎資格と言われる看護師・介護福祉士・社会福祉士などの国家資格を持ち、5年以上実務経験してきた人が受験できる試験に合格して、所定の研修を修了すると、都道府県で「介護支援専門員」に登録されます。居宅介護支援事業所に所属して、ケアプランの作成や介護サービス事業者との連絡調整をします。サービス開始後も、状況確認や計画の練り直しを定期的に行い、利用者の皆様にとって最適な介護環境の提供に努めています。

（文責：松本真愛）